

図2 三菱電機グループの地域別事業状況

地域別の売上高比率を示す。2017年度の連結売上高4兆4,311億円(実績)のうち、国内の売上高比率は約55%、海外のそれは約45%である。主な海外市場はアジアであり、次いで欧州、北米の順となっている。ここ数年はアジア地域での売上高の伸びが大きく、今後もアジアの新興国を中心に市場が拡大すると見込んでいる。前述の2020年度の売上高目標の達成に向け、国内売上高もさらに増やしつつ、欧米や中国など既存の海外市場でさらなる事業競争力を強化するとともに、インド・東南アジア・中南米等の成長市場で新たなグローバル事業の立ち上げを進めている。

2. 三菱電機グループのグローバル知的財産活動

2-1. 知的財産ポリシー

当社では、知的財産を事業競争力の重要な要素と位置付け、図3に示すように、事業戦略、研究開発戦略、知的財産／標準戦略の三位一体経営を推進している。

知的財産は事業競争力の重要な要素

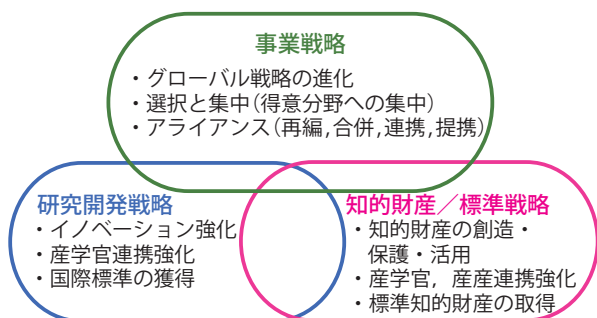


図3 三位一体経営

当社の知的財産活動は、「攻め」、すなわち知的財産収入を得るといったライセンス活動等も行っているものの、知的財産権は事業を「守る」ためのものであり、防御に軸足を置いた知的財産戦略をポリシーとしている。しかし、技術のコモディティ化やIoTによるモノとサービスの融合化が進む中、海外市場での競争はさらに激しさを増している。また、知的財産権に関する企業間の紛争が頻発するのみならず、知的財産権の侵害を拠所とした国家間の貿易上の摩擦も発生している。このような状況下、海外の事業対象国で知的財産権を取得する目的や、想定される事業規模、競合他社の参入状況等を勘案し、国によって異なる法制度や知的財産の政策・プラクティスにも留意しながら、早期に、かつ、多面的に知的財産権を取得する出願戦略を進めている。さらに、事業立ち上げ後も事業対象国で継続的に出願を重ねて知的財産ポートフォリオの構築・充実化を図っている。海外では、競合他社に対する優位性の確保や将来の知的財産紛争の発生に備えたりリスクヘッジ等も考慮し、息の長い知的財産活動が重要となる。

2-2. 海外における知的財産体制

海外の知的財産活動を現地で支援する体制として、1982年より知的財産業務を専門とする駐在員をワシントンD.C.・サイプレス(米国)、ロンドン(英国)、北京(中国)の各海外拠点に置き、当社グループの国内外の事業拠点、研究所、関係会社を連携するグローバルな知的財産活動を強化してきた。さらに2018年10月より、事業拡大が見込まれるASEAN・豪州・インドを管轄する駐在員を新たにバンコク(タイ)に配置し、現地での最新情報の入手や動向調査、出願・権利化支援を開始した。現在、図4に示すように海外4地域に駐在員を配置している。

2-3. 国際「出願」活動

グローバルな知的財産活動の第一歩は、各国・地域への国際出願である。当社では、事業の成長戦略と連動し、海外ビジネスをリードする「水先案内役」として事業に先んじた国際出願活動を展開している。また、各国の知的財産環境に応じて、特許権のみならず、実用新案権や意匠権の確保にも注力しており、その出願件数も増加している。

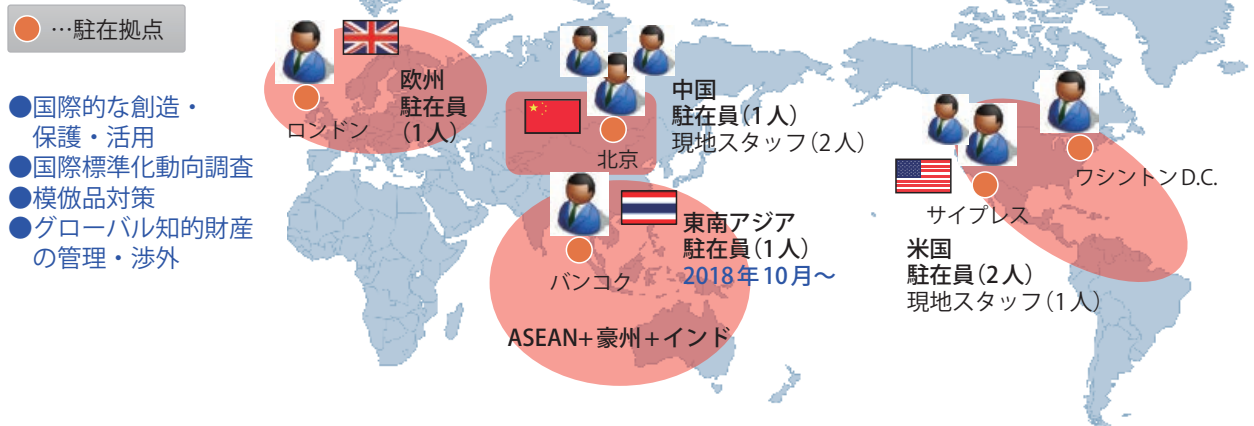


図4 三菱電機グループのグローバル知的財産体制

知的財産制度は国によって必ずしも整備されておらず、権利取得コストや権利のエンフォースメントを考えると、特許権に比べて実用新案権や意匠権の方が「コストあたりの権利の効果」の大きい場合もある。加えて、実用新案権や意匠権は権利取得までに要する年数が短い。例えば、特許出願では権利化までに5年以上かかる例も散見されるが、意匠出願では1年程度で登録される国がほとんどである。このような理由から、特許権を取得するまでの間にまず意匠権を確保し、市場の主導権を早期に確保しつつ、特許権で長期的な市場優位性を実現するといった「多面的な知的財産権による保護」が有効と考えている。

また当社では、顧客の安全を守り、ブランドの価値とビジネスの保護を図るべく、模倣業者に対しては権利行使により毅然とした対応を取ることをモットーとしている。特に、模倣品が多く出回る中国や東南アジア等の新興国では特許権のみならず意匠権の取得を強く推奨している。特許権では発明の内容把握やクレーム解釈に高度な専門性や経験の蓄積が必要であり、各国のエンフォースメントも不確定な要素が多いが、物品の外観や形状を保護する意匠権は侵害摘発性に優れ、他社製品に対して侵害／非侵害の判断がしやすい。具体的な事例として、ハンドドライヤーの模倣品対策が挙げられる。当社は、図5(左)のようなハンドドライヤーを製造し、世界各国で販売しているが、開発・事業状況に応じて各

国で特許権のみならず意匠権も取得している。特許権の一例としては、風の発生による騒音を低減する構造に関する発明等があり、意匠権の一例としては図5(中・右)のようなデザイン(登録意匠第1413565号)がある。当社では模倣品を発見次第、対策を講じており、欧州で模倣品が発見された際には、特許権よりも早期に取得することができた意匠権で権利行使を実施し、模倣品の販売中止や廃却を実施させることに成功した¹⁾。



図5 当社ハンドドライヤー製品(左:写真)と意匠図面(中・右)

次章では、海外で特許権・意匠権を取得するための具体的な出願活動について、当社で利用が多いWIPO提供の国際出願制度、「PCT制度(PCTルール)」と「ハーグ協定」の活用状況を中心に紹介する。

1) <http://www.mitsubishielectric.co.jp/news/2016/1110-b.html>

3. 国際出願制度の利用

3-1. 海外への特許出願におけるPCT制度の活用

ここ十数年の三菱電機グループの国内特許出願件数は年間5,000～6,000件で推移している。リーマンショックで知的財産費用を含む各種費用の縮減が求められた2009年頃でも当社事業の保護を知的財産権取得の第1の目的と考え、出願費用を捻出し、開発成果に直結する特許出願件数を減らすことはなかった。その結果、2017年の国内登録件数は4,484件で国内第1位となった²⁾。同様に、海外への特許出願もリーマンショック時に件数を減らすことなく継続しており、現在も延べ国数で年間10,000件超の海外特許出願を行っている。図6に、当社からの海外主要国・地域への特許出願件数の年次推移を示す。

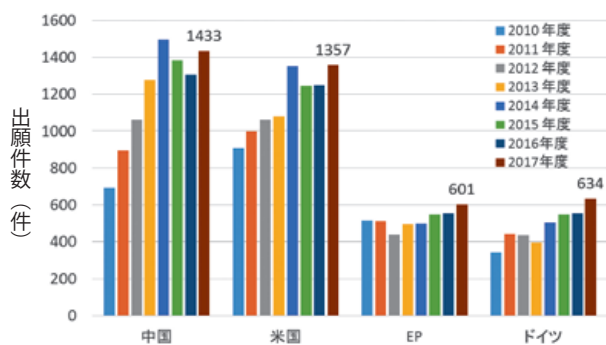


図6 主要国における海外特許出願件数の推移

出願国はそれぞれの事業/製品の状況に応じて選定している。その結果、前述の地域別海外売上高の割合に準じた特許出願件数となっている。図6からは、当社製品の市場国/生産国である中国、及び知的財産係争が頻発する米国では特許出願が増加傾向にあることが見て取れる。なお、この棒グラフの特許出願件数はパリ条約ルート（パリ条約の締結国に対して個別に行う海外出願）とPCTルート（PCT制度に基づく全海外出願）の合計出願件数である。

近年、当社の海外特許出願においてはPCTルートの利用が増えてきた。図7に当社のPCTルート出願件数（国際出願段階）の年次推移を示す。

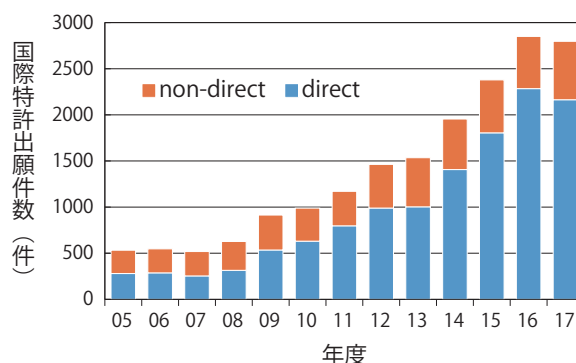


図7 PCT制度を利用した国際特許出願件数の推移

2005年頃はPCTルートを利用した特許出願件数は年間500件程度であった。しかし、2008年頃よりPCTルートの利用件数は徐々に増加し、現在は毎年2,000件を超え、3,000件に迫る。またこれらは、日本語で出願が可能な日本特許庁をほぼ100%受理官庁としていることも特徴のひとつである。公表データ³⁾に拠ると、2017年のPCT制度を利用した当社の国際特許出願件数は2,521件で世界第4位（国内第1位）であった。

PCTルートを利用した海外出願には直接受理官庁に国際出願するダイレクトPCT出願と、既出願に対して優先権を主張して国際出願するノンダイレクトPCT出願とがある。当社では、図7に示すように2009年頃からダイレクトPCT出願の割合が増え、2017年にはダイレクトPCT出願が全体の約76%を占めるようになった。また、PCTルートの出願の国際段階から各国移行段階（以下、国内段階と記す）への移行先は5極—知的財産庁（JPO、USPTO、EPO、CNIPA、KIPO）とドイツ特許商標庁（DPMA）が多い。現在はこの6国・地域で全体の80%以上を占めている。しかし、今後の市場拡大が見込まれる東南アジアの新興国やアフリカ、中南米の各国での特許取得にPCTルートの利用が増加しつつある。これは、開発当初から複数の海外市場をターゲットとした製品（グローバル機種）が増え、海外への特許出願を複数国に実施することが多くなり、後述するPCT制度のメリットをさらに活かすことができる事業状況になったためである。

2) 特許庁ステータスレポート2018

3) Patent Cooperation Treaty Yearly Review 2018 by WIPO

当社が重視するPCT制度の活用メリットは以下の5つである。

①コスト削減

言語により翻訳費用などが異なるので単純な比較は難しいが、PCTルートの出願では初期の手続きコストは割高になるものの、複数国に出願するのであれば、パリルートで各国に直接出願する場合に比べてコストメリットがあり、およそ3ヶ国以上の出願で両者のコストが逆転するイメージである。そのため、コア技術や汎用製品など多数国へ製品展開が見込まれる発明には、PCTルートの出願を積極的に利用するようにしている

②権利化までの期間を自由に選択可能

PCTルートの出願では受理官庁で出願日を確定しつつも、各国移行までに最大30ヶ月の猶予期間があるため、将来のマーケット動向／技術動向を反映することが可能となる。特に、先の事業展開が読めない海外地域への出願や将来事業／技術に関する発明の権利化、国際標準規格等の成立・動向の見極め、公開後の該当技術の標準化への働きかけなどの活動に有利である。一方、PCTルートで出願後、特定の国のみで早期国内段階への移行による早期権利化を行うことも可能であり、各国のマーケット動向に応じて権利化のタイミングが選べるだけでなく、国内段階への移行時期をずらすことによって、コストピークの発生を回避することが可能となる。

③国際調査報告書（サーチレポート）の活用

出願から比較的早い段階で、国際調査機関が発行するサーチレポートを入手できるため、この結果から権利化可能性の判断が行え、関連する先行技術を予測することができる。特に、調査が困難な技術分野や海外のドメスティックな先行技術文献のサーチは一企業では限界があるため、IT技術を駆使し、知的財産庁間の協力により提供されるドシエ情報は有効である。また、必要に応じて国際段階で効率的に補正手続き（19条補正）ができるので、国内段階で応答回数を減少することができる。前述のように当

社はPCT出願のほぼ100%が日本を受理官庁としており、海外における権利化の予見性向上のためにも、日本の国際調査機関が発行するサーチレポートの質の高さに期待している。

④出願国のみなし全指定が可能

技術トレンドやマーケットがめまぐるしく変わる中、各国の経済状況やマーケット動向等を考慮して、当初は権利化を予定していなかった国においても、後日に手続きを行えば権利を取得することが可能である。南米やアフリカなど今後の事業がまだ読めない地域で同時に出願日を確保できることは大きなメリットとなる。

⑤出願時の管理負担軽減

新興国など知的財産制度が未だ十分に整っていない国では、出願時に国特有の要件クリアや高価な翻訳作業が必要となるケースがあるが、PCT出願では統一されたフォーマットで出願書類を準備でき、言語や手続き上の管理負担が軽減される。

3-2. 海外への意匠出願におけるハーグ協定の活用

ここ十数年の三菱電機グループの国内意匠出願の登録件数は年間300～400件で推移している。特許と同様に件数を減らすことなく、コンスタントな意匠出願を行ってきた。その結果、2017年の国内意匠登録件数は429件で国内第1位となった²⁾。当社では前述の理由で、意匠も特許と同様にグローバルな出願活動を行っており、日本が協定に加盟した2015年5月以降は、ハーグ協定に基づく国際出願制度を積極的に利用している。公表データ⁴⁾に拠ると、2017年のハーグ協定を利用した当社の国際意匠出願件数（デザイン件数）は188件で、世界第11位（国内第1位）であった。当社が海外への意匠出願にハーグ協定を積極的に活用する理由は、以下に示す3つのメリットのためである。

①出願手続きの簡素化とコスト削減

従来の海外意匠出願手続きの流れと、ハーグ協定を利用したそれを図8に示す。

4) Hague Yearly Review - International Registrations of Industrial Designs 2018 by WIPO

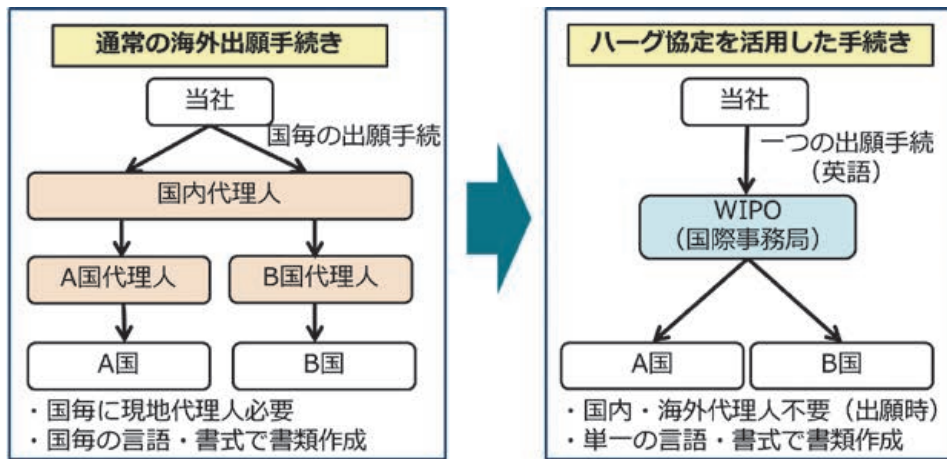


図8 当社における海外意匠出願フロー

図8左フローに示すとおり、従来は海外出願手続きの場合、国内意匠出願を基礎としたパリ条約ルートを利用していた。そのため、国内意匠出願の代理人に加えて国ごとに異なる海外代理人に出願手続きを委任する必要があり、国毎の言語・書式で出願書類を作成しなければならなかった。しかし2015年5月の日本のハーグ協定加盟により、協定加盟国に意匠出願する際には、図8右に示すとおり、単一の言語（英語）、単一の書式で書類作成を行い、直接、WIPOの国際事務局へオンライン出願することができる。このため、出願時点での各国の現地代理人への依頼は不要となり、簡便でスピーディーな出願が実現するとともに、翻訳費用や代理人費用も削減が可能となった。

図9に、海外意匠出願件数の推移と海外費用削減のイメージ図を示す。なお棒グラフ、折れ線グラフとも縦軸は任意単位である。事業のグローバル化に伴い、海外への意匠出願件数は増加傾向であり、そ

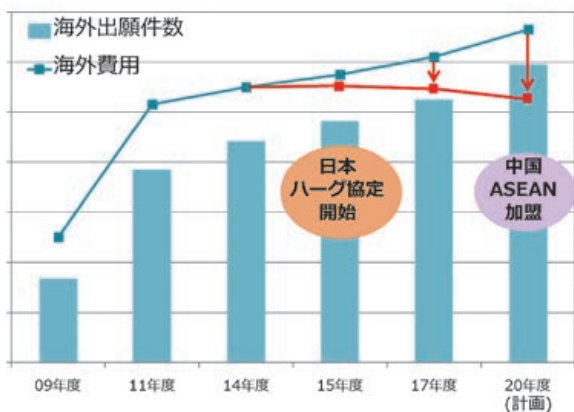


図9 海外意匠出願件数の推移と費用削減イメージ

れとともに費用も増大する。ハーグ協定に基づく出願手続きを行うことで、費用の増加を抑制することが可能となり、今後、中国やアセアン諸国等がハーグ協定へ加盟すれば更なるコストメリットが見込まれる。特に、2カ国以上に海外意匠出願する場合には費用削減効果が高いと考え、積極的な海外出願を推進している。

②同類意匠をまとめて出願可能

一出願にロカルノ国際意匠分類の同じ類に属する意匠を最大100意匠まで含まれることである。これにより、さらなるコストメリットを享受することができる。

③手続きの一元管理化

意匠権の存続期間の更新や国際登録の変更等は、管理しているWIPO国際事務局に対してのみ行えばよいことも煩雑な手続きやケアレスミスの防止に繋がり、管理上のメリットとなる。

4. 国際出願制度への要望と期待

上述したように、PCTルートによる特許出願やハーグ協定に基づく意匠出願はメリットも多いが、以下のような留意すべき点も存在する。

PCT条約には本稿執筆時点で152ヶ国・地域が加盟しており、世界中を網羅している特許出願スキームといっても過言ではないであろう。PCT制度は国際特許出願の手続きを途中まで束ねるものではある。しかし、各国段階に移行後の権利付与プロセス

や各国の審査基準までは統一化できておらず、同じ発明でありながら保護される権利範囲が各国で異なる結果となることがある。特許法は属地主義であるので世界統一特許の成立は相当困難であろうが、PCT出願の国際段階のサーチ結果を利用するPCT-PPHプログラムや、既存のPCT制度と組み合わせたASPECプログラムなどの国間や地域間の統一的な審査協力を進め、瑕疵の無い安定した特許権が成立することを期待する。また、特許取得までの期間が長くなりやすいことにも注意が必要である。もともと審査が遅い傾向にある欧州やASEAN各国では、PCTルートを経由することでさらに権利化が遅れてしまう問題が発生している。加えて、PCTルートの出願経過情報、つまり、国内段階への移行情報がタイムリーに得られず、競合他社の権利化動向が把握できないという問題もある。特に新興国への国内移行が想定される場合には、知的財産情報インフラが不十分な場合も多いので、PCTルートの出願を管理しているWIPOからこのような情報が得られると有り難い。このような長期化のデメリットについても、各国での審査協力を進めることによって解決を図ることが可能になると考える。

一方、ハーグ協定については、本稿執筆時点で67ヶ国・地域の加盟に留まり、PCT制度のそれに比べるとまだ少ない。知的財産大国となった中国の早期のハーグ協定への参加が待たれるところである。新興国等では未だ意匠制度が十分に整備されていない国も散見されるため、国内法の整備とともにハーグ協定への加盟を期待する。また、ハーグ協定では公告繰り延べについて、指定締約国の中で最も短い繰り延べ期間の国に合わせる必要がある点や、国際登録の日から6ヶ月後(国により延長可)に、登録

可否にかかわらず、意匠出願の内容や拒絶理由通知及び先行意匠の内容がWIPOウェブサイト上で公表(国際公表)されてしまう点も利便性に欠ける。

5. まとめ

本稿では、国際出願制度であるPCT制度とハーグ協定を中心に、その活用状況と要望・期待をユーザーの立場から述べた。WIPOが提供する国際出願制度は、海外で知的財産権を効率的に取得するためには欠かせない統一制度である。グローバル事業の拡大につれて、コスト面や手続き面でのメリットはさらに大きくなっていると感じており、今後もこれらの制度を積極的に活用していく予定である。

Profile

前川 武之 (まえがわ たけゆき)

三菱電機株式会社

1989年三菱電機株式会社入社。先端技術総合研究所に配属され、研究開発業務に従事。2009年に本社知的財産センターに異動し、全社知的財産戦略立案など企画業務を担当。2016年より特許企画部 主席技師長・担当部長。工学博士。

Profile

村上 加奈子 (むらかみ かなこ)

三菱電機株式会社

研究開発業務及び特許事務所勤務を経て、2001年三菱電機株式会社入社。本社知的財産センターに配属、特許出願・権利化・係争業務を担当。2017年より特許・意匠技術部意匠グループマネージャー。弁理士。